

回覧

日出町社協への寄付で税額控除が
受けられるようになりました。

平成 28 年 10 月 7 日付けで県知事より税額控除対象法人として認定を受けました。認定日以降の日出町社会福祉協議会への個人寄付者は、確定申告の際「税額控除」か「所得控除」のいずれかを選択することができます。3月15日までに確定申告することによって寄付金控除を受けることができます。「税額控除」を選択すると少額の寄付であっても減税効果が高まることから是非ご活用いただきたいと思います。（租税特別措置法施行令第26条の第28の2第1項第3号の規定による）

尚、法人の皆様には、寄附の全額（もしくは損金算入限度額）を「損金」として扱うことができます。（法人税法第37条第4項）

所得控除と税額控除の違い

【所得控除】

課税所得

$$\left(\begin{array}{c} \text{所得金額} \\ - \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得の方が減税効果が大きい

【税額控除】

$$\text{税額} - \text{控除額} = \text{税額}$$

寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄附にも減税効果が大きい

寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

寄附者が、個人の寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、次の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

税額控除額の算出式

$$\left[\text{税額控除対象寄附金} \text{ ※1} - 2,000 \text{ 円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額} \text{ ※2}$$

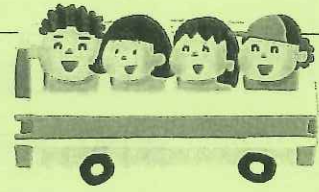
※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の40%を限度）
寄附金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度

がそ寄
減の附
る分し
で税たら
金



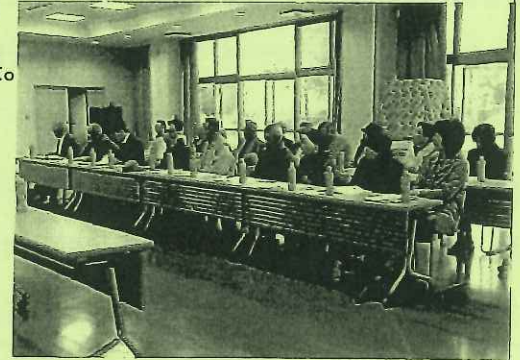
日出町身体障害者福祉協会 玖珠町へ視察



平成 28 年 11 月 1 日（火）、日出町身体障害者福祉協会（会長：岡部 忠夫以下 24 名参加）は玖珠町にて玖珠町身体障害者福祉協会との交流会を行いました。これは、会員の親睦と交流また、良好な団体活動を日出町に活かすために行われたものです。

障害を持つもの同士の悩みや相談を日常から行える関係づくりに努めようと、「今後も交流会の開催を行います」と岡部会長。

日出町身体障害者福祉協会への入会やご相談はお気軽に下記までご連絡ください。



（代表連絡先：0977-72-8095）

生活困窮者自立支援事業

仕事のこと 生活のこと お気軽にご相談ください

孤立

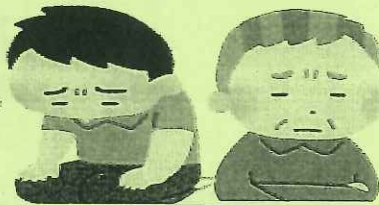
生活が
苦しい

借金

どこに
相談すれば？

滞納

家賃が
払えない



子供が家に
ずっといる

不登校



仕事がない

ひきこもり



相談員と一緒に考え
解決のお手伝いをします

日出町社会福祉協議会

専用電話「くらしの相談係まで」



0977-85-8800

相談は
無料です
秘密厳守します



お気軽にお電話
お待ちしております

じっくりお話しをお聞きして
課題や問題を整理しましょう

一緒にプランを立てます

無料出張相談会実施中
（要予約）
12月8日（木）13時～
交流ひろば HiCaLiにて
※2月、3月も実施予定

相談受付日

月～金

午前9時～午後4時

国道10号線

事務所はこちら

杵築日出
警察署

保健福祉
センター

必要な場合は無料法律相談などにおつなぎします。お気軽にご相談ください。